

VII 委員会の判断

委員会は2009年11月、委員会決定第7号として、「最近のテレビ・バラエティーに関する意見」を公表した。そこで私たちは、バラエティー番組について、バラエティーは何でもありだ、常識を覆すようなことをやって、広範な視聴者とのあいだに共感と共振のコミュニケーション空間を作り出し、閉塞した世の中の空気を大胆に変えるような挑戦をしてほしい、と期待を語るとともに、制作者は何をやるにせよ、みずからの内的必然性や表現意欲が視聴者にもきちんと伝わる「確信犯」たれ、といささか挑発的に激励した。

本件放送の制作経緯と内容を見ると、制作者が視聴者に、I 占い師がスタジオ出演すると誤認させるよう、さまざまな演出を加えていることがわかる。その意味では、確信犯である。だが、それは多くの視聴者とのあいだに共感・共振を巻き起こすどころか、視聴者の興味や期待をトリッキーな番組告知や演出手法でかき立て、無理やり引っ張り、最後には裏切って、強い反発を招くものであった。

制作者が、自分がかかわって制作した番組を多くの視聴者に最後まで見てもらいたいと考えるのは当然であり、そのためにさまざまに演出手法に凝ることもまったく当たり前のことである。

しかし、本件放送のように衆目を集めている人物を主たるテーマにし、その人物が出演しないことがわかっていながら、出る出ると手を変え品を変えて煽っておいて、最後に何のオチも工夫もないままに、全然ちがう人物を登場させるのは、羊頭狗肉そのものである。いかに何でもありのバラエティーとはいえ、委員会はこれについては、わざわざ放送倫理を持ち出すまでもなく、非常識だと言わざるを得ない。

視聴者との信頼関係は、放送の存立基盤そのものである。放送人の使命も放送倫理もそこを土台にして生まれてくる。その信頼関係を裏切ることは、放送事業それ自体を崩壊させることにもなりかねない。

NHKと民放連が定めた「放送倫理基本綱領」は、「放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛ける」ことを求めている。また、民放連の「放送基準」も「ドキュメンタリーや情報系番組においても虚偽や捏造が許されないことはもちろん、過剰な演出などにならないように注意する」(32項)としている。

委員会は、本件放送が、ラテ欄での告知と、番組中のナレーションやサイドスーパ一などにおいて不適正な言葉を多用し、過剰な演出によって視聴者をあざむくなど、放送倫理に反したものであったと判断する。